

佐賀市水防計画



令和8年3月

佐賀市

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	4
第4節 安全の配慮	6
第2章 水防組織	7
第1節 水防本部の設置	7
第2節 水防本部の組織	8
第3節 水防本部の事務分掌	9
第4節 水防機関	17
第5節 水防本部の解散及び統合	17
第3章 水防配備体制	18
第1節 水防配備体制	18
第2節 配備基準	25
第4章 水防活動	30
第1節 水防活動の基準	30
第2節 水防巡視	30
第3節 水防通報	30
第4節 水防工法	31
第5節 緊急通行	31
第6節 津波における留意事項	32
第7節 水防活動実施報告	32
第8節 水防の見える化の徹底	32
第5章 水防通信連絡	34
第1節 市の通信連絡	34
第2節 非常通信連絡	34
第3節 その他の通信連絡	35
第6章 重要水防箇所及び水防警報	36
第1節 重要水防箇所	36
第2節 重要な水防施設等	36
第3節 洪水予報	37
第4節 水防警報	38
第7章 避難	42
第1節 避難計画	42
第2節 避難誘導	42
第8章 協力及び応援	43
第1節 河川管理者の協力	43
第2節 水防管理団体相互の協力	43
第3節 警察官の出動要請	43
第9章 水防倉庫及び資材等の備蓄	44
第10章 水防訓練	44
第11章 水防信号及び標識	45
第12章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止の措置	46
第1節 洪水、内水、高潮想定	46
第13章 水防協力団体	50
第1節 水防協力団体の指定	50

第2節	水防協力団体の業務	50
第3節	水防協力団体の水防団との連携	50
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用	50
第14章	その他	57
第1節	公用負担	57
第2節	ハザードマップ	58
第3節	佐賀市水防センター	58

資 料 編

(別表1) 河川の水防箇所.....	60
(別表2) 警戒を要する海岸堤防.....	64
(別表3) 警戒を要するため池.....	65
(別表4) 地区別土石流危険溪流集計表.....	66
(別表5) 地区別急傾斜地崩壊危険箇所集計.....	66
(別表6) 地すべり発生危険地域.....	66
(別表7) 洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路.....	67
(別表8) 雨量観測所一覧表.....	68
(別表9) 水位観測所一覧表.....	70
(別表10) 樋門・排水ポンプ等一覧表.....	72
(別表11) 河川等監視カメラ設置一覧表.....	75
(別表12) 佐賀市避難施設一覧.....	77
(別表13) 水防用自動車の保有台数.....	80
(別表14) 水防倉庫及び水防資材の現況.....	81
(別表15) 気象警報・注意報発表基準表.....	82
水防法(抄).....	83

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、佐賀県知事から指定（昭和43年4月1日佐賀県告示）された指定水防管理団体たる佐賀市が、同法第33条第1項の規定に基づき、佐賀市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、佐賀市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重要又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10)水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11)水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた【警戒レベル4相当】氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12)水位到達情報

国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13)【警戒レベル1相当】水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標の示す水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14)【警戒レベル2相当】氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。

水防団の出動の目安となる水位である。

(15)【警戒レベル3相当】避難判断水位

氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

市長の高齢者等避難発令の目安となる水位である。

(16)【警戒レベル4相当】氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

(17)重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(18)洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(19)内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は市長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(20)高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法又は河川法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (4) 県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- (9) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (11) 県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第3項、第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

2 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (8) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）

- (9) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (10)水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (11)緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (12)警戒区域の設定（法第21条）
- (13)警察官の援助の要求（法第22条）
- (14)他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (15)堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (16)公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (17)避難のための立退きの指示（法第29条）
- (18)水防訓練の実施（法第32条の2）
- (19)水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (20)水防協議会の設置（法第34条）
- (21)水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (22)水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (23)水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (24)水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (25)消防事務との調整（法第50条）

3 国土交通省(筑後川河川事務所長、武雄河川事務所長、佐賀河川事務所長)の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (4) 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (10)特定緊急水防活動（法第32条）
- (11)水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (12)都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 気象庁の責任

- 洪水等の予報の周知（法第10条第1項）

5 居住者の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

6 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- (5) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

7 大規模氾濫減災対策協議会

水災については、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」「県管理河川大規模氾濫減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

第4節 安全の配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防作業の水防団員の安全確保のため、樋門操作を一部自動化したが、操作にあたっては、周囲の状況の安全確認を行った後行うものとする。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- (11) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

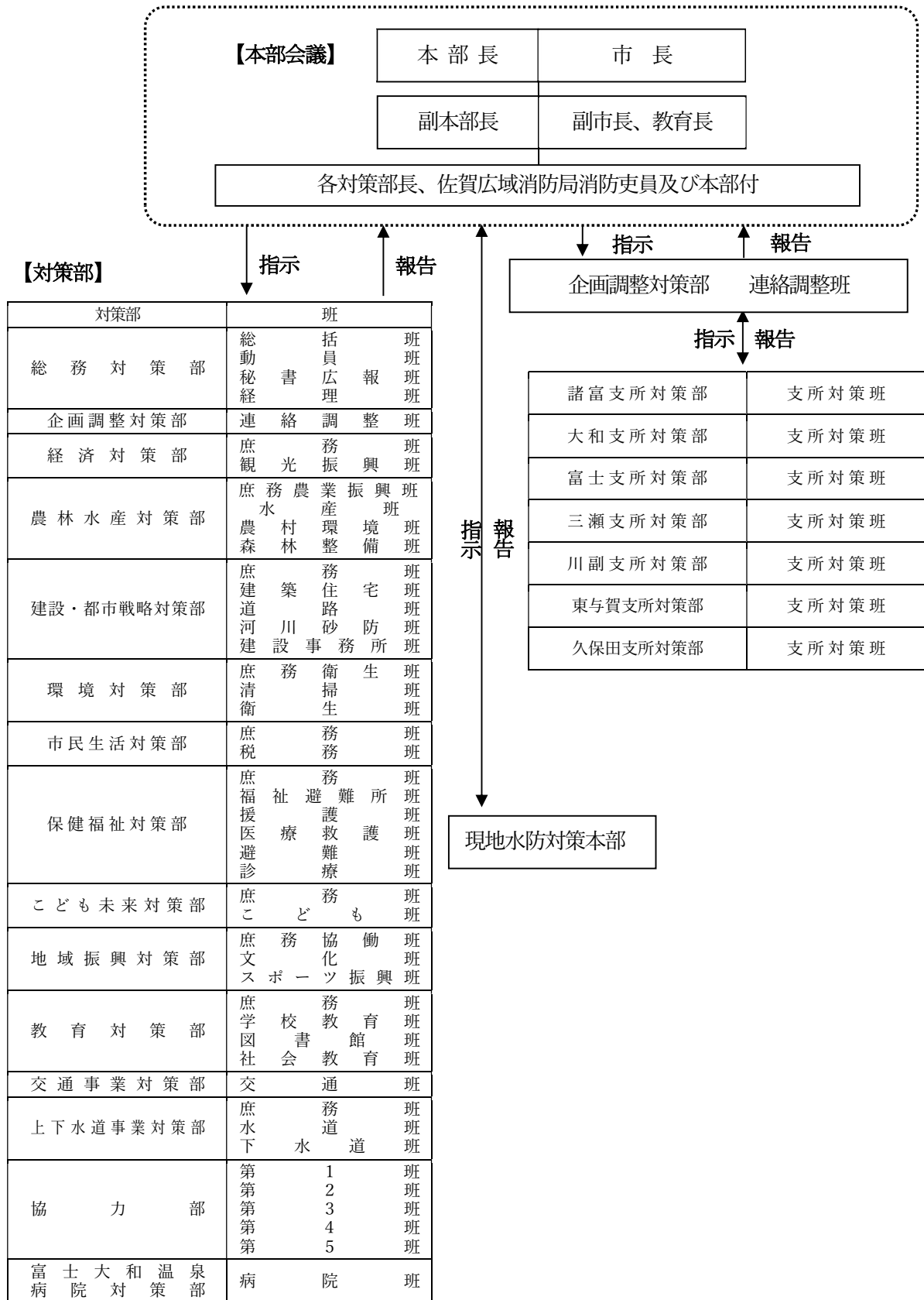
第2章 水防組織

第1節 水防本部の設置

- 1 市は、法第10条第3項の規定に基づく知事からの洪水、津波及び高潮に関する通知を受けたとき、又は水災が発生し、若しくは発生する恐れがあるときは、佐賀市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。
- 2 災害対策（水防）本部の総括事務は、総務対策部 総括班に置く。

第2節 水防本部の組織

水防本部の組織は、次のとおりとする。



第3節 水防本部の事務分掌 [災害対策本部事務分掌(参照)] (地域防災計画から抜粋)

水防本部の事務分掌は、次のとおりとする。ただし、本部長の判断により、各対策部に必要な事務を要請することができる。

対策部名	班名	担当課等	事務分掌
総務対策部	総括班	総務法制課 危機管理防災課 国際課	<p>[共通]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総括に関する事。 2 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 3 防災総合システムの管理及び運用に関する事。 <p>[災害応急対策期]</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 災害対策本部の設置及び運営、庶務に関する事。 5 県災害対策本部との連絡に関する事。 6 佐賀市消防団の活動に関する事。 7 自動車等の配車計画に関する事。 8 気象情報の収集及び記録に関する事。 <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <ol style="list-style-type: none"> 9 総合的な被害調査及び要望書の作成及び関係機関への送付に関する事。 10 災害見舞及び視察者の応接に関する事。 11 災害調査団等の現地調査等に関する事。 12 外国人罹災者に関する事。
	動員班	人事課	<p>[災害応急対策期]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部の配置要員(予備班員を含む。)の動員及び掌握に関する事。 <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 職員の罹災給付に関する事。 3 雇入れ労働者の確保及び配置に関する事。 4 他の公共団体の応援要請に関する事。
	秘書広報班	秘書課 広報課	<p>[共通]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長(副市長)の秘書に関する事。 2 本部が行う広報活動に関する事。 3 報道機関との連絡及び相互協力に関する事。
	経理班	財政課 契約監理課 財産活用課	<p>[共通]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎の電気及び電話設備の調整に関する事。 <p>[災害応急対策期]</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 災害関係物品の調達及び出納に関する事。 3 庁舎の応急対策に関する事。 4 災害救助法の適用に関する事。 5 避難所への物資の輸送に関する事。 <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 災害対策に係わる予算措置に関する事。 7 災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡に関する事。 8 市有財産の損害状況の調査及び総括に関する事。
政策推進対策部	連絡調整班	企画政策課 行政マネジメント課 デジタル推進課 DX推進課 男女共同参画課 駐屯地対策室	<p>[共通]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報システム等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 コールセンターの設置及び運営に関する事。 <p>[災害応急対策期]</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 各支所対策部との連絡調整に関する事。 4 各種情報及び被害情報の収集に関する事。 <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 写真等の災害記録の取りまとめに関する事。

対策部名	班名	担当課等	事務分掌
経済対策部	庶務班	経済政策課 企業立地課 中心市街地振興室	[共通] 1 経済対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 工場及び事業場の被害調査に関する事。 4 罹災商工業者の被害調査及び金融措置に関する事。
	観光振興班	観光振興課	[災害応急対策期] 1 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 観光施設の被害調査に関する事。
農林水産対策部	庶務農業振興班	農業振興課	[共通] 1 農林水産対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 2 農産物及び農業施設の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災農業者に対する応急融資に関する事。 4 災害時における病虫害の発生予防及び防除に関する事。
	水産班	水産振興課	[共通] 1 漁港施設の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災水産業者に対する応急融資に関する事。
	農村環境班	農村環境課	[共通] 1 農地、用排水路その他農業施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 応急対策に必要な資機材の確保に関する事。
	森林整備班	森林整備課	[共通] 1 林道災害等の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 罹災林業者に対する応急融資に関する事。
建設・都市戦略対策部	庶務班	建設監理課 用地対策課 都市政策課 緑化推進課 交通政策課 佐賀駅周辺振興室	[共通] 1 建設対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 [災害応急対策期] 2 佐賀土木事務所との連絡調整に関する事。 3 応急対策用資機材の確保及び輸送に関する事。 4 交通の規制に関する事。
	建築住宅班	建築指導課 建築住宅課	[共通] 1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 交通の規制に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 災害救助用仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理の協力に関する事。 4 被災建築物の調査に関する事。 5 被災市有建物の応急復旧工事に関する事。 6 災害救助法に基づく避難所応急仮設住宅の設置に関する事。
	道路班	道路整備課 建設監理課	[共通] 1 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 交通の規制に関する事。

対策部名	班名	担当課等	事務分掌
	河川砂防班	河川砂防課 建設監理課	[共通] 1 用排水路、河川等の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 2 地すべり、砂防及び急傾斜地に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関すること。
	建設事務所班	北部建設事務所 南部建設事務所	[共通] 1 本庁各対策部及び所管する区域の支所対策部との連絡調整に関すること。 2 農地、用排水路その他農業施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 3 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関すること。 4 用排水路、河川等の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 5 交通の規制に関すること。 6 地すべり、砂防及び急傾斜地に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関すること。 7 応急対策に必要な資機材の確保に関すること。
環境対策部	庶務衛生班	環境政策課 GX推進課	[共通] 1 環境対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 遺体処理に関すること。 3 避難に伴う家庭動物対策に関すること。 [災害応急対策期] 4 災害時における飲料水に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 防疫活動に関すること。 6 衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること。
	清掃班	循環型社会推進課 環境保全課	[共通] 1 ごみ処理に関すること。 2 清掃車の運用に関すること。
	衛生班	衛生センター	[共通] 1 し尿処理に関すること。
市民生活対策部	庶務班 税務班	市民生活課 生活安全課 市民税課 資産税課 納税課 人権・同和政策課	[共通] 1 市民生活対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 2 指定避難所の開設及び管理運営に関すること。 3 広報車等による現地及び市民への広報に関すること。 4 物資の運搬に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 安否情報の収集及び市民等からの安否確認に関すること。 6 相談窓口開設に関すること。 7 災害による市税に関すること。 8 被害状況の現地調査に関すること。
保健福祉対策部	庶務班	福祉総務課	[共通] 1 保健福祉対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 社会施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 3 要配慮者及び避難行動要支援者の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 4 罹災証明書の発行に関すること。
	福祉避難所班	高齢福祉課 障がい福祉課	[災害応急対策期] 1 福祉避難所及び福祉避難室における高齢者、障がい者等の要配慮者対策に関すること。

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
	援 護 班	生 活 福 祉 課 保 険 年 金 課	[災害応急対策期] 1 炊出所の設置に関する事。 2 避難者への食事の提供に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災者に対する生活保護等の適用に関する事。 4 罹災者に対する主食および食品の配給に関する事。 5 義援金品の受付、保管及び配分に関する事。
	医療救護班	健 康 づ くり 課	[共通] 1 傷病者の収容、応急手当及び看護に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 応急救護用医薬品の供給に関する事。 3 市民の健康管理に関する事。 4 市民の健康相談活動に関する事。
	避 難 班	保 険 年 金 課 生 活 福 祉 課	[災害応急対策期] 1 指定避難所の開設及び管理運営に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災者に対する医療保険及び年金に関する事。
	診 療 班	三 瀬 診 療 所	[共通] 1 診療班の編成に関する事。 2 医療救護活動に関する事。 3 救急医療品及び衛生材料供給に関する事。 4 市民の健康管理に関する事。 5 市民の健康相談活動に関する事。
こども未来対策部	庶 務 班	こ ども 政 策 課 こ ども 家 庭 課 こ ども 健 康 課	[共通] 1 こども未来対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 2 児童クラブ及び児童館・児童センターの被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部の支援に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 4 市民の健康管理に関する事。 5 市民の健康相談活動に関する事。
	こども班	保 育 幼 稚 園 課	[共通] 1 保育所、幼稚園等の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関する事。
地域振興対策部	庶務協働班	地 域 振 興 課 協 働 推 進 課 公 民 館 支 援 課 歴 史 ・ 文 化 課	[共通] 1 地域振興対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 2 公民館及び文化施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 3 避難所の開設及び管理運営に関する事。(公民館等) [災害復旧・復興対策期] 4 ボランティア活動に関する事。
	文 化 班	文 化 財 課	[共通] 1 文化財の被害調査及び応急対策に関する事。
	スポーツ振興班	ス ポ ー ツ 振 興 課	[共通] 1 体育施設の被害調査及び応急対策に関する事。

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
教育対策部	庶務班	教育総務課	<p>[共通]</p> <p>1 教育対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。</p> <p>2 学校等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>[災害応急対策期]</p> <p>3 学校等に避難所を開設することについての協力に関すること。</p>
	学校教育班	学校教育課 学 事 課	<p>[共通]</p> <p>1 小中学校の授業対策に関すること。</p> <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <p>2 罹災児童生徒への教科書、図書等の支援に関すること。</p> <p>3 罹災児童生徒の学校給食に関すること。</p> <p>4 罹災児童生徒の保健管理に関すること。</p>
	図書館班	図 書 館	<p>[共通]</p> <p>1 図書館等の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	社会教育班	社会教育課	<p>[共通]</p> <p>1 社会教育施設等の被害状況の調査及び応急対策に関すること</p>
交通事業対策部	交通班	交 通 局	<p>[共通]</p> <p>1 交通事業対策部の出勤人員、作業状況等の記録に関すること。</p> <p>[災害応急対策期]</p> <p>2 罹災者及び物資、飲料水等の輸送に関すること。</p> <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <p>3 各種報告書の作成に関すること。</p>
上下水道事業対策部	庶務班	総 務 課 財 務 課 業 務 課	<p>[共通]</p> <p>1 上下水道事業対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。</p> <p>2 上下水道事業対策部の出勤人員、作業状況等の記録に関すること。</p> <p>3 他事業者との連絡調整に関すること。</p> <p>[災害応急対策期]</p> <p>4 給排水設備の不具合に対する問合せに関すること。</p> <p>[災害復旧・復興対策期]</p> <p>5 各種報告書の作成に関すること。</p>
	水道班	水道工務課 浄 水 課	<p>[共通]</p> <p>1 水道施設に関する被害調査、応急復旧及び給水対策に関すること。</p> <p>2 浄水場及び圧送所の運転に関すること。</p>
	下水道班	下水道工務課 下水道施設課 給排水設備課	<p>[共通]</p> <p>1 下水道施設に関する被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>[災害応急対策期]</p> <p>2 下水浄化センター及びポンプ場の運転に関すること。</p>

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
協力部	第 1 班	出 納 室	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関すること。
	第 2 班	議 会 事 務 局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関すること。 2 議員との連絡に関すること。 3 議会の災害組織の事務に関すること。 [災害応急対策期] 4 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 罹災証明書の発行に関すること。
	第 3 班	監 査 事 務 局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関すること。
	第 4 班	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関すること。
	第 5 班	農 業 委 員 会 事 務 局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関すること。
富士大和清泉 病院対策部	病 院 班	病 院 各 部 門	[共通] 1 病院班の編成に関すること。 2 医療救護活動に関すること。 3 救急医療品及び衛生材料供給に関すること。

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
諸富支所対策部	支所対策班	諸 富 支 所	<p>[共通]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本庁各対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。 3 佐賀市消防団南部方面隊諸富支所の活動に関する事。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事。 7 支所の自動車等の配車計画に関する事。 8 救援物資等に関する事。 9 災害に関する広報広聴に関する事。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。
大和支所対策部	支所対策班	大 和 支 所	<p>[共通]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本庁各対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。 3 佐賀市消防団北部方面隊大和支所の活動に関する事。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事。 7 支所の自動車等の配車計画に関する事。 8 救援物資等に関する事。 9 災害に関する広報広聴に関する事。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。
富士支所対策部	支所対策班	富 士 支 所	<p>[共通]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本庁各対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。 3 佐賀市消防団北部方面隊富士支所の活動に関する事。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事。 7 支所の自動車等の配車計画に関する事。 8 救援物資等に関する事。 9 災害に関する広報広聴に関する事。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
三瀬支所対策部	支所対策班	三 瀬 支 所	<p>[共通]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本庁各対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。 3 佐賀市消防団北部方面隊三瀬支団の活動に関する事。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事。 7 支所の自動車等の配車計画に関する事。 8 救援物資等に関する事。 9 災害に関する広報広聴に関する事。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。
川副支所対策部	支所対策班	川 副 支 所	<p>[共通]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本庁各対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。 3 佐賀市消防団南部方面隊川副支団の活動に関する事。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事。 7 支所の自動車等の配車計画に関する事。 8 救援物資等に関する事。 9 災害に関する広報広聴に関する事。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。
東与賀支所対策部	支所対策班	東 与 賀 支 所	<p>[共通]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本庁各対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。 3 佐賀市消防団南部方面隊東与賀支団の活動に関する事。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事。 7 支所の自動車等の配車計画に関する事。 8 救援物資等に関する事。 9 災害に関する広報広聴に関する事。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。
久保田支所対策部	支所対策班	久 保 田 支 所	<p>[共通]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本庁各対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。 3 佐賀市消防団南部方面隊久保田支団の活動に関する事。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事。 7 支所の自動車等の配車計画に関する事。 8 救援物資等に関する事。 9 災害に関する広報広聴に関する事。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。

第4節 水防機関

1 構成

水防機関は、消防機関をもって充てる。

総 員 3, 250名（令和7年4月1日現在）

組 織 名		人 員
消 防 署	佐賀広域消防局 佐賀消防署	120
	佐賀広域消防局 南部消防署	47
	佐賀広域消防局 北部消防署	47
	佐賀広域消防局 三脊出張所	10
佐賀市消防団		3,026
計		3,250

2 水防機関の事務分掌

水防機関の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 水防資機材の運搬及び水防活動に関すること。
- (2) 人命救助及び行方不明者の捜索に関すること。
- (3) 避難誘導に関すること。

第5節 水防本部の解散及び統合

水防本部の解散及び移行は、以下の基準により本部長の権限のもとに行う。

- (1) 水防本部は、災害対策本部が設置された時は、災害対策本部に統合する。
- (2) 水防応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) その他本部長が必要なしと認めたとき。

第3章 水防配備体制

第1節 水防配備体制

佐賀地方気象台並びに佐賀県知事、又は水防災情報システム等により水災に関係ある通報を受けたときは、その状況を判断し、通報雨量、通報水位、警戒すべき潮位等に達するおそれがあると思われるときは、第2章第2節及び第3節の水防本部組織及び分掌事務に基づき、水防準備体制から水防対策本部までの4段階の水防配備体制をとり、常時の勤務から水防活動への切替を確実迅速に行うとともに、事態に即応して水防活動従事者を適宜交替させるなど、長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期する。

水防配備体制は、本部長が指令するものとする。ただし、気象状況の急変により、本部長の指令を受けられないときは、副本部長の指示を受け、その結果をすみやかに本部長に報告するものとする。

1 水防準備体制

(1) 設置基準

- ア 市内に、気象業務法に基づく大雨又は洪水注意報が発表されたとき。
- イ その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

(2) 事務分掌

水害に関する情報収集、水防関係機関等との相互連絡及び調整

(3) 構成

危機管理防災課（総括班）、情報収集が必要となる課及び関係現地機関で構成し、水防準備体制の責任者は、総務部副部長をもって充てる。総務部副部長が不在のときは、建設部副部長、農林水産部副部長又は総務部副部長が指名する者が代理する。

(4) 配備要員

災害準備体制の要員として、総務部副部長、関係課長及び関係現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

区 分	体 制 及 び 内 容
本 部 長	総務部副部長（不在の時は、建設部副部長、農林水産部副部長又は総務部副部長が指名するもの）
要 員	【佐賀市地域防災計画資料編 配置基準、事務分掌】に定める者
参集場所	危機管理室

2 水防警戒体制

(1) 設置基準

- ア 市内に、気象業務法に基づく大雨又は洪水警報が発表され、水害が発生するおそれのあるとき。
- イ 市内に、気象業務法に基づく高潮又は大雪警報が発表され、水害が発生するおそれのあるとき。
- ウ 台風が接近し、市域が暴風域に入ると気象台の予報が出された場合、又は暴風域内にあるとき。

エ その他の状況により、総務部副部長（不在の時は、建設部副部長又は農林水産部副部長又は総務部副部長が指名する者）が必要と認めたとき。

(2) 事務分掌

水害対策に関する諸情勢等の連絡、水防関係機関の所掌事務に応じた水防応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

(3) 構成

危機管理防災課、各対策本部連絡員所属部署、情報収集・水防応急対策が必要となる課及び関係現地機関で構成し、水防警戒体制の責任者は、総務部副部長をもって充てる。総務部副部長が不在のときは、建設部副部長、農林水産部副部長又は総務部副部長が指名する者が代理する。

(4) 水防警戒体制設置時の配備体制は第1 配備体制とするが、本部長が必要と認めた場合、第2 配備体制に移行し、要員を増員する。

種 別	体制の基準
第1 配備体制	(1) の設置基準による。
第2 配備体制	水防対策室を設置するまでには至らないが、要員を増員する必要があると本部長が認めたとき。

(5) 配備要員

水防警戒体制の要員として、水防警戒体制を構成する各課及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

区 分	体 制 及 び 内 容
本 部 長	総務部副部長（不在の時は、建設部副部長、農林水産部副部長又は総務部副部長が指名するもの）
要 員	【佐賀市地域防災計画資料編 配置基準、事務分掌】に定める者
参集場所	危機管理室

(6) 市長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における市長、副市長へは秘書課長から行い、各対策部長等幹部職員に対する水防警戒体制の連絡は、水防担当職員から電話、メール等により行う。

なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、携帯電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(7) 配備要員等への連絡

配備要員に対する参集の連絡は、伝達時間を短縮するため、佐賀市防災総合メール「さがんメール」（職員参集機能）により行う。また、避難情報の発令等に関する情報についても、さがんメールにより配備要員等へ周知する（水防対策室及び災害対策本部においても同じ）。

(8) コールセンターの設置

災害情報や避難所情報等に関する短時間に集中する市民等からの電話による問い合わせ等に迅速に対応するため、水防警戒体制（第2配備）設置後、本部長が必要と認める場合は、「災害時におけるコールセンター開設運用マニュアル」に基づき、コールセンターを市庁舎中棟2階「コールセンター」に設置する。コールセンター要員は、情報収集・共有システムを活用し対応を行う。また、コールセンターで受けた軽微な問い合わせ等については、極力、コールセンター内で対応を完結させるため、各対策部の職員をアドバイザーとして配置する。

(9) 情報トリアージ総括責任者の配置等

水防警戒体制（第2配備）設置後、各対策部、防災関係機関、コールセンター等からの情報を一元管理する機能を総務対策部総括班に置き、それらの情報から重要情報や優先情報を選択し、現状の分析及び今後の予測等を行う情報トリアージ総括責任者（総務部副部長）を配置することにより、情報統制機能の強化及び円滑な災害対応体制の推進を図る。

3 水防対策室

(1) 設置基準

- ア 水害発生の有無にかかわらず、市域の広範囲に水害が発生するおそれのあるとき。
- イ 市内に、土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ウ 有明・八代海に津波注意報が発表されたとき。
- エ その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

(2) 事務分掌

市域に係る水防予防及び水防応急対策の実施

(3) 構成

危機管理防災課、各本部連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる課及び関係現地機関で構成し、災害対策室の責任者は、総務部長をもって充てる。総務部長が不在のときは、建設部長、農林水産部長又は総務部長が指名する者が代理する。

(4) 配備要員

水防対策室の要員として、水防対策室を構成する各課及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

区 分	体 制 及 び 内 容
本 部 長	総務部長（不在の時は、建設部長、農林水産部長又は総務部長が指名する者）
要 員	【佐賀市地域防災計画資料編 配置基準、事務分掌】に定める者
参集場所	危機管理室

4 災害対策本部

(1) 設置基準

災害対策本部は、災害種別に下記の基準によって設置する。

- ア 市内に、気象業務法に基づく大雨特別警報が発表されたとき。
- イ 市内に、気象業務法に基づく高潮又は大雪特別警報が発表されたとき。

ウ 市域に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

エ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

(2) 事務分掌

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

(3) 設置場所

市庁舎「危機管理室」に置く。

なお、市庁舎が被災し、庁舎内に災害対策本部を設置できない場合は、災害の状況に応じ、本部長の指示により、次の優先順位で使用可能な場所に設置する。

第1位 大財別館

第2位 iスクエアビル

第3位 佐賀広域消防局

第4位 東与賀支所

(4) 指揮命令系統

市長が不在又は事故にあった場合には、副市長、教育長、総務部長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

(5) 市長の早期帰庁

災害対策本部が設置された場合に、市長が出張等により不在の場合は、ヘリコプターの活用など早期帰庁のための措置をとるものとする。

(6) 配備体制

災害対策本部設置時の配備体制は、次のとおりとし、市長が定める。

種別	体制の基準	配備要員の基準
第1 配備体制	局地的に甚大な風水害が発生した時	概ね 1/2 程度の職員
第2 配備体制	市内全域に甚大な風水害が発生した時	全職員

区分	体制及び内容
本部長 (本部総括責任者)	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	【佐賀市地域防災計画資料編 配備基準、職務分掌】に定める者
総括担当	総務部長
参集場所	危機管理室

各対策部の配備要員数は、各対策部長が定める。

(7) 職員の参集配備

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

ア 職員は災害対策本部の設置の伝達を受けた場合、直ちに、勤務地に登庁するものとする。
ただし、避難所開設のために指名された者は、指定された避難所に参集するものとする。

イ 参集場所の例外

職員は参集に当たって、交通途絶により勤務地に登庁することができない場合、次の登庁可能な場所に参集するものとする。

登庁指定場所一覧

管轄地区	所在地	連絡先
本 庁	佐賀市栄町1番1号	(0952)24-3151
諸 富 支 所	佐賀市諸富町大字為重 529 番地 5	47-2131
大 和 支 所	佐賀市大和町大字尼寺 1870 番地	62-1111
富 士 支 所	佐賀市富士町大字古湯 2685 番地	58-2111
三 瀬 支 所	佐賀市三瀬村三瀬 2764 番地	56-2111
川 副 支 所	佐賀市川副町大字鹿江 620 番地 1	45-1111
東 与 賀 支 所	佐賀市東与賀町大字下古賀 1193 番地	45-1021
久 保 田 支 所	佐賀市久保田町大字新田 3331 番地 3	68-2111

(8) 職員の自発的参集

職員は、電話等連絡手段が不通となり、上司と連絡が取れない場合で、市域に甚大な被害が発生したと予想される時は、非常配備の指令を待つことなく、自発的に勤務地に参集しなければならない。

(9) 参集時の留意事項

ア 安全の確保

災害が発生した場合は、自己及び家族等の安全を確保（安全な場所への避難や応急措置等）し、火災や道路の損壊等に十分注意しながら参集する。

イ 安否等の報告

参集前に、所属であらかじめ決められた方法により所属長等に安否等の報告を行う。

また、さがんメールにより参集の指示があった場合は、さがんメールの返信機能により参集の可否、参集時間等について報告する。

ウ 被災者の救助等

所在地付近で著しい被害が発生し、避難誘導や負傷者の迅速な救助活動が必要な場合は、当該活動を支援し、目途がついた段階で参集する。

エ 参集の手段

交通機関が寸断され、道路事情が悪化している場合は、徒歩、自転車、バイクのいずれかによることとし、原則として、自動車は使用しない。

オ 参集時の携行品

参集に際しては、可能な限り、3日分程度の食料、飲料水、着替え、タオル等とともに、季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行に努める。

カ 参集途中における被害状況の把握と報告

災害応急対策のために、可能な範囲で参集途中における被害状況を把握（可能な範囲で、携帯電話のカメラ機能等を活用して画像情報を収集することに留意）し、甚大な被害等と判断した場合は、災害対策本部等にメールで報告する（参集途中で報告が出来ない場合は、参集後、速やかに報告する）。ただし、情報収集が主目的ではないため、迅速な参集に努める。

(10)本部会議

ア 本部に本部会議を置く。

イ 本部会議は、佐賀市災害対策本部規程第6条に規定する者をもって組織し、関係機関への応援依頼の決定その他災害対策活動の基本的事項について審議する。なお、本部会議で審議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 非常配備体制に関する事。
- (イ) 避難指示に関する事。
- (ウ) 職員の応援に関する事。
- (エ) 自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入れに関する事。
- (オ) 他の地方公共団体に対する応援要請及び応援職員の受入れに関する事。
- (カ) 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関する事。
- (キ) 激甚災害の指定の要請に関する事。
- (ク) 応急対策に要する予算及び資金に関する事。
- (ケ) 応急公用負担に関する事。
- (コ) 義援金品の募集及び配分に関する事。
- (サ) 国会、政府関係に対する要望、陳情等に関する事。
- (シ) 職員の給食、寝具等の厚生に関する事。
- (ス) 被災者生活再建支援法に関する事。
- (セ) 災害情報広報に関する事。
- (ソ) その他各対策部等の長から特に申出のあった事項
- (タ) 本部会議は、本部長が必要に応じ招集する。
- (チ) 本部会議の庶務は、総務対策部総括班が担当する。

(11)現地災害対策本部

災害対策本部長は、必要に応じ佐賀市災害対策本部条例の規定に基づき現地災害対策本部を設置する。

(12)複合災害発生時の体制

複合災害が発生し、複数の対策本部の設置基準に該当する場合は、重複する要員の所在調整など効率的、効果的な体制の確保に努めるものとする。現地災害対策本部についても、同様に対応するものとする。

(13)国、県その他関係機関との連携

国において、特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部等が設置された場合には、県を通じ、連絡調整を緊密に行い、連携を図るものとする。

災害対策本部長は、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じ、災害対策本部に関係機関等の出席を求めるものとする。また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共

機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力求めるものとする。

(14)業務継続性の確保

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

5 災害対策本部等の閉鎖

災害対策本部等の閉鎖は、以下の基準により本部長の権限のもとに行う。

- (1) 災害対策のため、上位の対策組織に移行したとき（災害対策本部を除く）
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) その他本部長が必要なしと認めたとき。

第2節 配備基準

(地域防災計画から抜粋)

水防体制の配備要員は、次の基準に基づき配備する。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部長は各対策部への配備要員の要請ができることとする。

動員体制		配備体制	部 署	災害 準備 体制	災害警戒 体制		災害 対策室	災害対策 本部第1 配備体制	災害対策 本部第2 配備体制
					第1 配備	第2 配備			
					人員	人員			
総務 対策部	総括班	危機管理防災課	2	3	3	3~5	概ね 1/2 程度の 職員	全 職 員	
		総務法制課		0~2	0~2	0~2			
		国際課							
	動員班	人事課				2			
	秘書広報班	秘書課		1	1	2			
		広報課							
	経理班	財政課							
		契約監理課							
		財産活用課							
政策推進 対策部	連絡調整班	企画政策課				2	3		
		行政マネジメント課							
		デジタル推進課							
		DX推進室							
		バイオマス産業推進課							
		男女共同参画課							
		佐賀駅周辺振興室							
経済 対策部	庶務班	経済対策課		2	2	2			
		企業立地課							
		中心市街地振興室							
	観光振興班	観光振興課		2	2	2			
農林水産 対策部	庶務農業振興班	農業振興課	1	1	1	1			
	水産班	水産振興課		2	2	2			
	森林整備班	森林整備課							
	農村環境班	農村環境課	2	4	4	4			
	コールセンターアドバイザー				(1)	2			
建設・都 市戦略	庶務班	建設監理課		2		2	1 / 概 ね	員 全 職	
		都市政策課							

動員体制	配備体制	部 署	災害 準備 体制	災害警戒 体制		災害 対策室	災害対策 本部第1 配備体制	災害対策 本部第2 配備体制
				第1 配備	第2 配備			
				人員	人員			
対策部		交通政策課						
		佐賀駅周辺振興室						
		用地対策課						
		緑化推進課						
	建築住宅班	建築指導課						
		建築住宅課						
	道路班	道路整備課	3	6	6	12		
		建設監理課						
		施設管理センター	3	3	6	9		
	河川砂防班	河川砂防課	7	7	7	8		
		建設監理課						
		用地対策課						
		緑化推進課						
		建築指導課						
建築住宅課								
建設事務所班	北部建設事務所	3	7	10	16			
	南部建設事務所	3	3	6	7			
	コールセンターアドバイザー			1	2			
環境 対策部	庶務衛生班	環境政策課			1	2		
		GX 推進課						
	清掃班	循環型社会推進課				1		
		環境保全課						
	衛生班	衛生センター						
	コールセンターアドバイザー				1			
市民生活 対策部	庶務班・税務班	市民生活課			2	2		
		生活安全課						
		市民税課						
		資産税課						
		納税課						
市民生活 対策部		人権・同和政策課						
	(コールセンターアドバイザー)				(1)	2 名	1 ／ 概ね	員 全職

動員体制	配備体制	部 署	災害 準備 体制	災害警戒 体制		災害 対策室	災害対策 本部第1 配備体制	災害対策 本部第2 配備体制
				第1 配備	第2 配備			
				人員	人員			
保健福祉 対策部	庶務班	福祉総務課			1	2		
	福祉避難所班	障がい福祉課			1	2		
		高齢福祉課			1	2		
	援護班	生活福祉課						
		保険年金課						
	医療救護班	健康づくり課						
	避難班	保険年金課				1	2	
生活福祉課								
診療班	三瀬診療所							
	(コールセンターアドバイザー)					(1)		
こども未 来対策部	庶務班	こども政策課			1	1		
		こども家庭課						
		こども健康課						
	こども班	保育幼稚園課					1	
	(コールセンターアドバイザー)					(1)		
地域振興 対策部	庶務協働班	地域政策課			1	1	2	
		協働推進課						
		公民館支援課						
歴史・文化課								
文化班	文化財課							
スポーツ振興班	スポーツ振興課							
地域振興 対策部	(コールセンターアドバイザー)					(1)		
教育対策 部	庶務班	教育総務課					1	
	学校教育班	学校教育課			1	1		1
		学事課						
	図書館班	図書館						
	社会教育班	社会教育課						
	(コールセンターアドバイザー)					(1)		

動員体制	配備体制	部 署	災害 準備 体制	災害警戒 体制		災害 対策室	災害対策 本部第1 配備体制	災害対策 本部第2 配備体制
				第1 配備	第2 配備			
				人員	人員			
交通事業対 策部	交通班	交通局						
上下水道 事業 対策部	庶務班	総務課		1	1	1		
		財務課						
		業務課						
	水道班	水道工務課					1	
		浄水課					1	
	下水道班	下水道工務課					1	
下水道施設課						1		
給排水設備課								
協力部	第1班	出納室						
	第2班	議会事務局						
	第3班	監査事務局						
	第4班	選挙管理委員会事務局						
	第5班	農業委員会事務局						
富士大和 温泉病院 対策部	病院班	病院各部門						
諸富支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グル ープ 市民サービスグル ープ	2	5	5	7		
大和支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グル ープ 市民サービスグル ープ	2	7	11	16		
富士支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グル ープ 市民サービスグル ープ	1	3	5	15		
三瀬支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グル ープ 市民サービスグル ープ	2	5	5	7		
川副支所 対策部	支所対策班	総務・地域振興グル ープ 市民サービスグル ープ	2	6	6	10		

概ね1/2程度の職員

全職員

配備体制 動員体制		部 署	災害 準備 体制	災害警戒 体制		災害 対策室	災害対策 本部第1 配備体制	災害対策 本部第2 配備体制
				第1 配備	第2 配備			
			人員	人員	人員	人員	人員	
東与賀支 所対策部	支所対策班	総務・地域振興グル ープ 市民サービスグル ープ	2	4	5	8	概ね 1/ 2 程 度 の 職 員	全 職 員
久保田支 所対策部	支所対策班	総務・地域振興グル ープ 市民サービスグル ープ	2	5	7	10		

※水防警戒体制（第1配備体制、第2配備体制）における各支所対策部の要員数は、各支所長が上記基準に基づき配備する。

※災害の状況により、コールセンターアドバイザーとして環境対策部、市民生活対策部、保健福祉対策部、こども未来対策部、地域振興対策部、教育対策部から各1名配備する。

第4章 水防活動

第1節 水防活動の基準

- 1 各配備につく時期及び解除については、佐賀地方気象台が発する注意報、警報並びに佐賀県水防支部から通報される水防警報、水防災情報システムによる状況判断のうえ、本部長が行う。

2 水防団員(消防団員)の出動基準

区分	出動基準
待機	河川等の水位が【警戒レベル1相当】水防団待機水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき及び予報などにより洪水、高潮の恐れがあるとき。
準備	河川等の水位が【警戒レベル1相当】水防団待機水位を超え、雨量・水位・流量とその他の河川状況により必要と認められる場合。
出動	氾濫注意情報等により、または水位・流量その他の河川状況により、【警戒レベル2相当】氾濫注意水位を越える恐れがあるとき。
警戒	氾濫危険情報等により、すでに【警戒レベル2相当】氾濫注意水位を越え、災害発生の恐れがあるとき。
解除	【警戒レベル2相当】氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

※地震等による堤防の漏水、沈下等などの場合、また津波の場合も同様とする。

第2節 水防巡視

本部長は、水防警報などの通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持ち区域の水防団に対し通知し、各河川及び水門、樋門などの巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が【警戒レベル2相当】氾濫注意水位に達した旨の通知があった時は、直ちに関係水防団に通知するとともに、「水防信号」等により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせるものとする。

※地震等による堤防の漏水、沈下等などの場合、また津波の場合も同様とする。

第3節 水防通報

本部長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を佐賀県水防本部長並びに関係する隣接水防管理者、警察及びその他必要な機関に通報するとともに決壊による被害ができるだけ拡大しないよう努めるものとする。

第4節 水防工法

河川等の増水等により堤防等の決壊の恐れがある場合に、水防工法により堤防等の補強又は応急措置を行う。

水防工法を選定するにあたっては、下記に示す堤防の決壊の原因、堤防の組成、流速、法面、護岸の状況等を考慮して最も有効で、かつ資材が調達できる工法を選定する。

(1) 水があふれる場合

堤防から水があふれて、堤防の斜面の裏から決壊していく。

〔主な工法〕 積み土のう工、せき板工、蛇かご積み工、裏むしろ張り工、裏シート張り工

(2) 漏水の場合

河川の水位が高い場合、水圧により堤防の斜面裏面や堤防の斜面裏先に河水が湧水して堤防が決壊していく。

〔主な工法（川裏対策）〕 釜段工、月の輪工、たる伏せ工、導水むしろ張り工

〔主な工法（川表対策）〕 詰め土のう工、むしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工

(3) 深堀れの場合

河水の流勢や波浪により表法面が深堀れされて決壊していく。

〔主な工法〕 木流し工、立てかご工、捨て土のう工、むしろ張り工、シート張り工

(4) 決壊した場合

〔主な工法〕 わく入れ工、築きまわし工、びょうぶ返し工

(5) き裂が発生した場合

〔主な工法〕 折り返し工、控え取り工、くい打ち継ぎ工、五徳縫い工

(6) 堤防裏の斜面が崩壊した場合

〔主な工法〕 くい打ち積み土のう工、土のう羽口工、つなぎくい打ち工

第5節 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体である本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第6節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導が可能なことがある。

しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第7節 水防活動実施報告

本市は、水防活動を実施した場合は当該活動の終了した日の属する月の翌月の5日までに、次ページに示す水防活動実施報告書により、県水防支部（佐賀土木事務所）を經由し、実施状況を佐賀県水防本部長に報告するものとする。

第8節 水防活動の見える化の徹底

本市では、水防活動の認知度向上、団員士気の維持・向上、団員の確保を目的に水防活動を実施した際に、活動状況をホームページに掲載する等、広報活動を実施するものとする。

水 防 活 動 実 施 報 告 書

水防管理団体名：佐賀市
(令和 年 月分)

出水の概況	川 氾濫注意水位 (警戒水位) m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日 時	自 月 日 時 分 ~ 至 月 日 時 分								
出 動 人 員	水防団員	消防団員	そ の 他	合 計					
	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法									
水防の 結 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	そ の 他	
	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使 用 資器材	土 の う				居住者の 出動状況				
	シート類								
	縄・ロープ類								
	杭・丸太・鉄杭				水防関係 者の死傷				
	そ の 他								
水防活動に関する 反 省 点									
備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

第5章 水防通信連絡

第1節 市の通信連絡

1 水防活動における通信連絡の確保は極めて重要であり、特に大災害時に発生する停電時の対策の確立と連絡の迅速確実を期するため、有線及び無線通信施設の有効利用に努めるものとする。

2 佐賀市防災行政無線(さがしぼうさい)

災害対策基本法、水防法、消防組織法、災害救助法等の諸法令に基づき、佐賀市における防災、水防、応急救助、災害復旧に関する業務を遂行するために、災害対策本部を起点とする無線通信網を整備し、使用する。

また、住民への情報伝達を適確に行う必要があるため、佐賀市防災総合システムで設置した屋外拡声子局を活用し、多様な情報伝達を行う。

3 緊急速報メールサービスの利用

人命の安全を図るため災害の種別及び程度に応じて、電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用を図り、災害・避難情報等の提供に努める。

第2節 非常通信連絡

1 専用通信施設の利用

水防上緊急を要する通信については、市及び県の防災行政無線、電気通信設備を優先的に使用するが、法第27条、災害対策基本法第57条、第79条及び電波法第52条の規定により、警察通信施設、国土交通省通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を有する官公署等と緊密な連絡のもとに、これらの施設を利用する。

2 電気通信施設の優先利用

専用通信施設が利用できないか利用することが困難な場合、水防上緊急を要する連絡は、有線電気通信法第8条の規定により、優先的に取扱うことができる。

なお、非常通話の利用方法は次のとおりであり、取扱いをうけている機関は次表のとおりである。

(1) 非常通話の利用方法

NTT西日本佐賀支店「佐賀116センターお客様サービス」(25-8221)へ事前に災害時優先電話指定の申込みを行い登録しておく。

※通話要領……ダイヤル102番を回し「非常通話」である旨を述べ、相手方の電話番号を告げる。

(2) 非常通話取扱い機関一覧表

この機関以外についても、水防上やむを得ない特別の事由がある場合は、その旨を告げて非常通話を請求することができる。

関係機関	局番	電話番号(代表)	災害時優先指定電話番号等
県 報道課	0952	25-7008	
県 市町支援課	〃	25-7023	
県 危機管理防災課	〃	25-7140	
県 水防本部 (河川砂防課)	〃	25-7161	24-2130～9
佐賀土木事務所	〃	24-4345	24-4349、4351、4348
東部土木事務所	0942	83-4176	83-4177、4178、82-4142
土地改良区北山ダム管理事務所	0952	57-2013	57-2013
筑後川河川事務所	0942	33-9131	33-8829、33-5728
筑後川河川事務所 諸富出張所	0952	97-0084	
佐賀河川事務所	〃	41-8801	41-8801
武雄河川事務所 嘉瀬川出張所	〃	68-2362	
嘉瀬川ダム管理支所	〃	51-8321	
佐賀国道事務所	〃	32-1151	32-1097、32-1098、32-1259
佐賀県警察本部	〃	24-1111	24-1111 外16回線あり
佐賀地方気象台	〃	32-7026	32-7026
NHK佐賀放送局	〃	28-5000	23-5200 外12回線あり
S T S サガテレビ	〃	23-9111	23-9114、23-9115、23-9116
N B C ラジオ佐賀放送局 (長崎放送株式会社佐賀放送局)	〃	22-1460	28-1233、29-2507
F M 佐賀	〃	25-7790	
えびすFM	〃	97-9699	
九州電力佐賀支店	〃	33-1485	33-1485 外11回線あり
N T T 西日本佐賀支店	〃	25-8230	外21回線あり
佐賀土地改良区	〃	22-4382	
佐賀市役所	〃	24-3151	40-7017(危機管理室)、 40-7013(危機管理防災課)
陸上自衛隊 西部方面混成団	0942	43-5391	内432
佐賀広域消防局	0952	30-0111	北部消防署 62-3442 佐賀消防署 33-6773 南部消防署 45-6442

第3節 その他の通信連絡

水防本部は、各種災害対策事項の伝達については、放送局及び新聞社等の報道機関の全面的な協力によってこれを報道するものとし、また、必要な場合はアマチュア無線の協力をうけるものとする。

第6章 重要水防箇所及び水防警報

第1節 重要水防箇所

水防本部は、佐賀県水防計画に定める佐賀市域内の水防箇所その他危険な水防箇所を選定し、想定被害の程度により区分するものとする。

また、警戒員等を巡視にあたらせ常時連絡を保ちながら、危険と認められる箇所が発生すれば直ちに水防体制を整えとともに県水防本部その他必要な関係機関に連絡するものとする。

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 河川の水防箇所一覧 | 別表 1 |
| (2) 警戒を要する海岸堤防 | 別表 2 |
| (3) 警戒を要するため池 | 別表 3 |
| (4) 地区別土石流危険溪流集計表 | 別表 4 |
| (5) 地区別急傾斜地崩壊危険箇所集計表 | 別表 5 |
| (6) 地すべり発生危険地域 | 別表 6 |
| (7) 洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路 | 別表 7 |

第2節 重要な水防施設等

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 雨量観測所一覧表 | 別表 8 |
| (2) 水位観測所一覧表 | 別表 9 |
| (3) 樋門・排水ポンプ等一覧表 | 別表 10 |
| (4) 河川等監視カメラ設置一覧表 | 別表 11 |

第3節 洪水予報

1 洪水予報

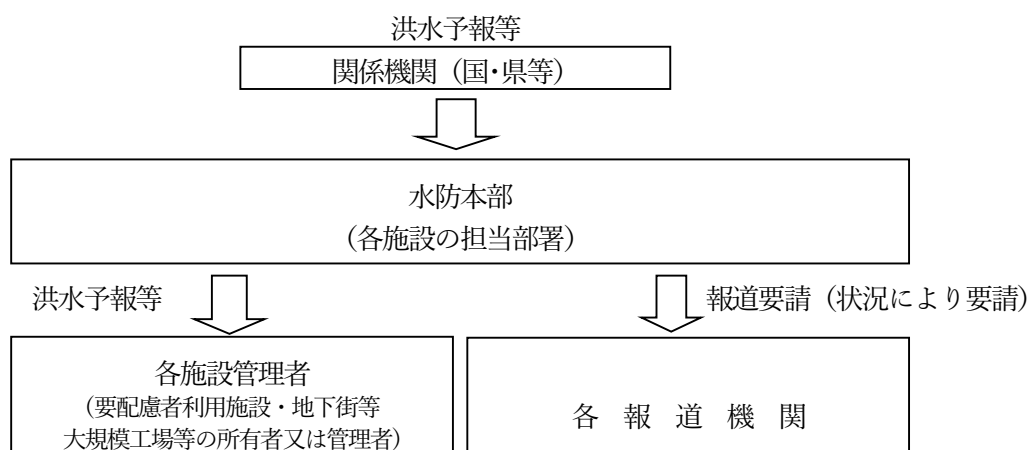
法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通省と気象庁が共同して発表する洪水予報河川は、次のとおりである。

河川名	区 域	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
嘉瀬川	佐賀市大和町大字梅野字都渡城188番地先の官人橋から海まで	川上	3.0m	4.2m	4.8m	5.7m
筑後川	右岸 鳥栖市下野町字下分から海まで	瀬ノ下	3.5m	5.0m	6.8m	7.1m

2 洪水予報等の伝達

(1) 浸水想定区域内の各対象施設利用者が水害時に迅速な避難を円滑にできるよう、洪水予報を各施設管理者へ電話及びFAX等で伝えるものとする。

(対象施設名については、「避難行動要支援者利用施設一覧表」による。)



第4節 水防警報

1 水防警報

法第16条により国土交通大臣並びに佐賀県知事が指定した河川及び海岸は次のとおりである。

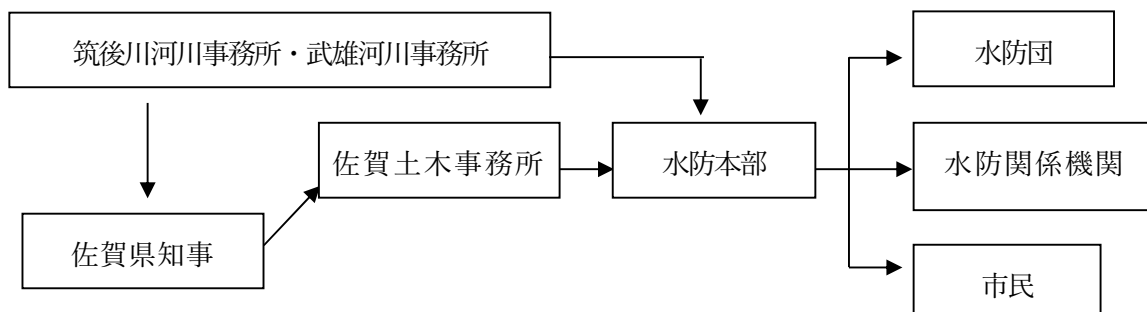
(1) 国土交通大臣が水防警報を発令する河川

河川名	区 域	関係市町
嘉瀬川	左岸 佐賀市大和町大字梅野字都渡城188番地先の国道官人橋から海まで 右岸 佐賀市大和町大字川上字別所953番3地先から海まで	佐賀市 小城市
筑後川	右岸 鳥栖市下野町字下分から海まで	佐賀市
早津江川	両岸 幹川分流点から海まで	外2市3町
城原川	両岸 東佐賀導水路合流点から佐賀江川合流点まで	
佐賀江川	両岸 城原川合流点から幹川合流点まで	佐賀市 神崎市 吉野ヶ里町
田手川	左岸 神崎市千代田町下板字南川副2番の1地先から幹川合流点まで 右岸 神崎市千代田町詔田字二本松175番の4地先から幹川合流点まで	

(2) 佐賀県知事が水防警報を発令する河川及び海岸

河川又は海岸名	区 域	関係市町	水防警報発令者
佐賀江川	佐賀市紺屋町今宿橋から県道市武諸富線蒲田津橋下流 87 メートルの地点まで	佐賀市	支 部 長 [佐賀土木事務所]
巨 勢 川	佐賀市金立町大字薬師丸県道薬師丸佐賀停車場線薬師丸橋 100 メートル上流から佐賀江川合流点まで	佐賀市	支 部 長 [佐賀土木事務所]
本 庄 江	佐賀市鍋島町大字八戸鉄道橋から嘉瀬川合流点まで	佐賀市	支 部 長 [佐賀土木事務所]
八 田 江	佐賀市木原佐賀江川分岐点から海まで	佐賀市	支 部 長 [佐賀土木事務所]
福 所 江	佐賀市久保田町大字久保田国道 207 号境川橋から海まで	佐賀市 小城市	支 部 長 [佐賀土木事務所]
有明海岸	佐賀市川副町大字大詫間元治搦から鹿島市浜町字松岡竈まで	佐賀市 外2市1町	本 部 長 [佐賀県知事]

2 通報系統



3 水防警報発令

(1) 国土交通大臣が行う水防警報発令の段階表

河 川	量水標	待 機	準 備	出 動	解 除
嘉瀬川	川 上	水防団待機水位(3.00m)に達し、氾濫注意水位(4.20m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(3.00m)を越え、氾濫注意水位(4.20m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(4.20m)に達し、なお上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(4.20m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
筑後川 早津江川	瀬ノ下	水防団待機水位(3.50m)に達し、氾濫注意水位(5.00m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(3.50m)を越え、氾濫注意水位(5.00m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(5.00m)に達し、なお上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(5.00m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。

河川	量水標	待機	準備	出動	解除
筑後川 (高潮)	若津	台風接近に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令された場合	台風接近に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令され、氾濫注意水位(4.50m)を突破すると思われるとき。	福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮警報又は高潮特別警報が発令され、観測所潮位が氾濫危険水位(5.05m)を超えたとき	氾濫注意水位(4.50m)を下り、再び潮位の上昇及び波浪が激しくなる見込みがなくなったとき。
城原川 佐賀江川	日出来橋	水防団待機水位(2.00m)に達し、氾濫注意水位(2.50m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.00m)を越え、氾濫注意水位(2.50m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.50m)に達し、なお上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.50m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
田手川	田手橋	水防団待機水位(1.50m)に達し、氾濫注意水位(1.80m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(1.50m)を越え、氾濫注意水位(1.80m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.80m)に達し、なお上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.80m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。

(2) 佐賀県知事が行う水防警報発令の段階表

河川	量水標	待機	準備	出動	解除
佐賀江川	江上	水防団待機水位(T.P1.50m)に達し、上流の降雨状況により、なお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(T.P1.50m)を越え、氾濫注意水位(T.P2.00m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.00m)に達し、なお上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.00m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
巨勢川	学校橋	水防団待機水位(T.P2.40m)に達し、上流の降雨状況により、なお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(T.P2.40m)を越え、氾濫注意水位(T.P2.90m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.90m)に達し、なお上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.90m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
本庄江	今重橋	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位(T.P2.91m)に達し、なお潮位の上昇が激しくなると思われるとき。	高潮水位(T.P2.91m)を下り、再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき。
八田江	船津	水防団待機水位(T.P1.50m)に達し、上流の降雨状況により、なお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(T.P1.50m)を越え、氾濫注意水位(T.P2.00m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.00m)に達し、なお上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.00m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
福所江	境川橋	水防団待機水位(T.P1.20m)に達し、上流の降雨状況により、なお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(T.P1.20m)を越え、氾濫注意水位(T.P1.50m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P1.50m)に達し、なお上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P1.50m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
	三丁井樋 (福所江水門外) 福所江水門から海まで	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位(T.P3.70m)に達し、なお潮位の上昇が激しくなると思われるとき。	高潮水位(T.P3.70m)を下り、再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき。
有明海岸	佐賀市川副町大 詫間元治5634 の1から鹿島市 音成七浦干拓地 先海岸保全区域 の終点	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位(T.P3.70m)に達し、なお潮位の上昇が激しくなると思われるとき。	高潮水位(T.P3.70m)を下り、再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき。

4 津波に関する水防警報

(1) 水防警報発令の基準（津波の影響を受ける河川・海岸）

段階	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

(2) 県知事が水防警報を発令する水防管理団体（津波）

ア 有明海に流入する河川及び玄界灘に流入する河川並びにその他支川

イ 有明海沿岸及び玄界灘沿岸

市町名	区域	出動	解除
佐賀市	沿岸部は直接津波の影響を受ける区域。また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

第7章 避難

第1節 避難計画

佐賀市地域防災計画に基づき行うものとする。

第2節 避難誘導

佐賀市避難施設一覧（別表12）

第8章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者九州地方整備局（又は佐賀県）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- 5 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 6 水防活動の記録及び広報

第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協力

- 1 隣接する水防管理団体とは密接な連携をとり、水防活動に関し相互に協力するものとする。
- 2 法第23条第1項の規定により水防のため緊急の必要があるとき水防管理者は、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

第3節 警察官の出動要請

法第22条の規定により水防管理者は、水防上必要な場合は、警察署長に対し警察官の出動を要請することができる。

第9章 水防倉庫及び資材等の備蓄

水防活動が迅速かつ的確に遂行できるよう水防倉庫等に備蓄する水防機械・器具及び資材等は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 水防用自動車の保有台数 | (別表 13) |
| (2) 水防倉庫及び水防資材の現況 | (別表 14) |

第10章 水防訓練

指定水防管理団体である本市は、法第32条の2の規定により、毎年、水防工法、通信連絡等の訓練を行うものとする。

水防訓練等

○佐賀市水防訓練

毎年、出水期前に佐賀市消防団を対象に、情報伝達、水防工法、水防活動対応の訓練を実施

○洪水対応（情報伝達）演習

（嘉瀬川ダム、北山ダム、佐賀県等）

第11章 水防信号及び標識

法第18条及び第20条の規定による佐賀県水防信号及び標識に関する規則（昭和24年佐賀県規則第53号）に定める水防に用いる信号及び標識は次のとおりである。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合、また津波の場合も同様とする。

1 水防信号

第1信号：氾濫注意水位に達したことを知らせるもの

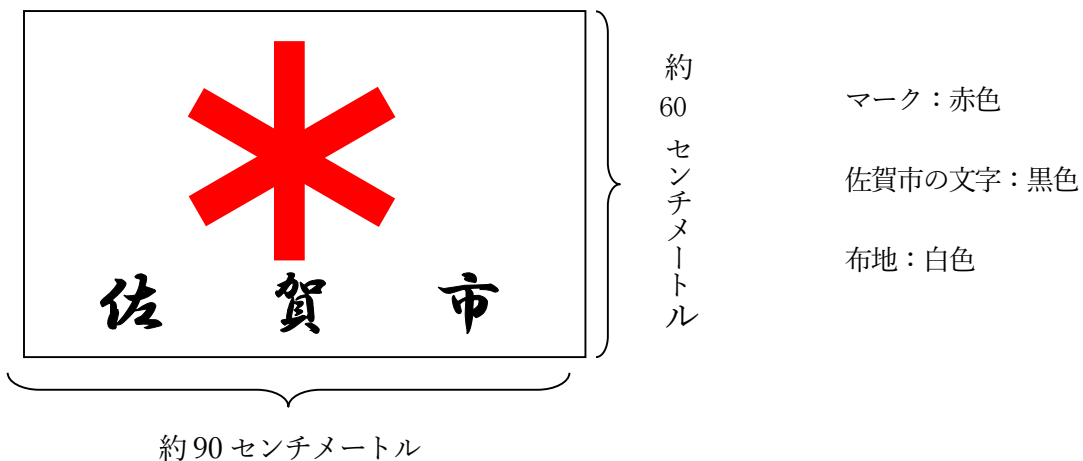
第2信号：消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

第3信号：当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

第4信号：必要を認める区域内の居住者に、避難のため立退くことを知らせるもの。

区分	方法	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号		○休止 ○休止 ○休止	○—休止 約5秒 ○—休止 約15秒 ○—休止 約5秒 ○—休止 約15秒 ○—休止 約5秒 ○—休止 約15秒
第2信号		○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	○—休止 約5秒 ○—休止 約6秒 ○—休止 約5秒 ○—休止 約6秒 ○—休止 約5秒 ○—休止 約6秒
第3信号		○—○—○—○ ○—○—○—○	○—休止 約10秒 ○—休止 約5秒 ○—休止 約10秒 ○—休止 約5秒 ○—休止 約10秒 ○—休止 約5秒
第4信号		乱 打	○—休止 約1分 ○—休止 約5秒 ○—休止 約1分 ○—休止 約5秒
備 考	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用する。 3 危険が去ったときは、その旨口頭伝達する。		

2 水防標識（車両の緊急優先通行標識）



第12章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置

第1節 洪水、内水、高潮対応

1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に関係する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

筑後川水系筑後川浸水想定区域図

(平成 14 年 5 月 31 日公表：国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所)

嘉瀬川水系嘉瀬川浸水想定区域図

(平成 16 年 12 月 10 日公表：国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所)

六角川水系六角川浸水想定区域図

(平成 16 年 12 月 10 日公表：国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所)

筑後川水系城原川浸水想定区域図

(平成 18 年 6 月 30 日公表：国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所)

筑後川水系洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

筑後川水系洪水浸水想定区域図 (浸水継続時間)

筑後川水系家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)

筑後川水系家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)

筑後川水系洪水浸水想定区域図 (計画規模)

(平成 28 年 6 月 10 日公表：国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所)

嘉瀬川水系洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

嘉瀬川水系洪水浸水想定区域図 (浸水継続時間)

嘉瀬川水系家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)

嘉瀬川水系家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)

嘉瀬川水系洪水浸水想定区域図 (計画規模)

(平成 29 年 3 月 29 日公表：国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所)

筑後川水系城原川、筑後川水系佐賀江川、筑後川水系巨勢川、嘉瀬川水系八田江、

嘉瀬川水系本庄江、嘉瀬川水系祇園川、福所江水系福所江

上記 7 河川の洪水浸水想定区域図 (想定最大規模、浸水継続時間、計画規模)、家屋倒壊等氾濫想定区域図 (氾濫流、河岸侵食) (平成 31 年 3 月 22 日：佐賀県県土整備部河川砂防課)

嘉瀬川ダム下流浸水想定図 (想定最大規模)

(令和 6 年 3 月 29 日：佐賀県県土整備部河川砂防課)

筑後川水系中池江川、筑後川水系留浪川、筑後川水系小松川、筑後川水系黒津江川

上記 4 河川の洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

(令和 7 年 2 月 5 日：佐賀県県土整備部河川砂防課)

嘉瀬川水系嘉瀬川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

嘉瀬川水系戊辰川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系地藏川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系新川（本庄江支川）洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系東平川、西平川、山王川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系牟田川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系鯨川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系多布施川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系天祐寺川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系古江湖川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系名尾川、柚ノ木川、田中川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系小副川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系熊の川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系井手道川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系天河川、鎌原川、渡瀬川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系貝野川、東郷川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系神水川、麻那古川、上無津呂川、川頭川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系栗並川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系大串川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系古場川、妙見川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系初瀬川、山中川、赤田川、新村川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系高瀬川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
嘉瀬川水系栗原川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
筑後川水系別段川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
筑後川水系大五川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
筑後川水系新川（佐賀江川支川）洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
筑後川水系焼原川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
筑後川水系三間川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
筑後川水系黒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
筑後川水系才淵川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
筑後川水系金立川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
福所江水系梨の木川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（令和7年9月17日：佐賀県県土整備部河川砂防課）

2 内水浸水想定区域の指定状況

県または市町村は、水位周知下水道について、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、県については関係市町村の長に通知するものとする。

3 高潮浸水想定区域の指定状況

県は、水位周知海岸について、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、県については関係市町村の長に通知するものとする。

4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

佐賀市防災会議は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置として、地域防災計画に次の事項を定めるものとする。

- (1) 洪水予報、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
ア 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。
イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

5 洪水・内水・高潮ハザードマップ

本市では、洪水・内水・高潮浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水・内水・高潮ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水・内水・高潮ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、かつ、公開型の地理情報システムにおいて公開し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水・内水・高潮ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災害時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達

方法は、電話又はファクシミリ、電子メール（さがんメール）等とする。

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができるとともに、指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市から大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、電話及びファクシミリ、電子メール（さがんメール）等とする。

なお、本市が「佐賀市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例」に定める用途及び規模は下記のとおり。

- ・用途 工場、作業場又は倉庫
- ・規模 延べ面積10,000平方メートル以上

第13章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2節 水防協力団体の業務

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体の水防団との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、資料1を基に指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、資料5によるものとする。

佐賀市水防協力団体指定要領

1. 通則

佐賀市における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領の定めるところにより行う。

2. 水防協力団体の要件（法第36条第1項関係）

水防協力団体の指定に当たっては、法第36条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

3. 水防協力団体の業務（法第37条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法第36条第1項・第3項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、佐賀市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（佐賀市長）（佐賀市総務部危機管理防災課）あてに「佐賀市水防協力団体指定申請書」（資料2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料3）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて申請するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- (1) 水防管理者（佐賀市長）は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「佐賀市水防協力団体認定書」（資料4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- (1) この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、 年 月 日から施行する。

資料 2

佐賀市水防協力団体指定申請書

年 月 日

佐賀市水防管理者

佐賀市長 ○○ ○○ 様

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

水防法第36条第1項及び佐賀市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、佐賀市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(資料3)を添えて申請します。

水防協力団体協力活動業務計画書

年 月 日

佐賀市水防管理者

佐賀市長 ○○ ○○ 様

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

佐賀市の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

(自由記載)

[]

【記載例】

平時の活動事例

- ・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供
- ・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
- ・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
- ・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
- ・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
- ・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展

など

災害時の活動事例

- ・土のうの袋詰めや運搬
- ・子どもやお年寄りなどの救護
- ・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
- ・土のう袋など水防資器材の設備等の提供
- ・水防団員・消防団員の休憩場所の提供

など

◎その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的に内容をご記入ください。

[]

資料 4

佐賀市水防協力団体認定書

年 月 日

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代 表 者 ○○ ○○ 様

佐賀市水防管理者

佐賀市長 ○○ ○○

水防法第36条第1項及び佐賀市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団体を佐賀市水防協力団体に指定します。

佐賀市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 通則

佐賀市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに佐賀市水防計画のほか、この要領に定めるところによる。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法第38条関係）

水防法第36条及び佐賀市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、佐賀市からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第39条関係）

水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料6）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第40条関係）

水防管理者は、佐賀市水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

5. その他

- (1) この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

資料 6

水防協力団体活動実施報告書

年 月 日

佐賀市水防管理者

佐賀市長 ○○ ○○ 様

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

以下のとおり、水防協力活動を実施したので、佐賀市水防協力団体との水防協働活動実施要領第3の規定に基づき提出します。

出水の概況		川 氾濫注意水位 (警戒水位)		m					
		雨 量		mm					
水防実施箇所		川 左岸		地先		m			
		右岸							
日 時		自 月 日 時 分		～ 至 月 日 時 分					
出 動		水 防 団 員		消 防 団 員		そ の 他		合 計	
人 員		人		人		人		人	
水防作業の概況及び工法		箇所		工 法		m			
水防の結果	効 果	堤 防	田	畑	家	鉄 道	道 路	人 口	そ の 他
	被 害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	土 の う				居住者の 出動状況				
	シート類								
	縄・ロープ類								
	杭・丸太・鉄杭				水防関係 者の死傷				
	そ の 他				雨量・水位 の 状 況				
水防活動に関する 反 省 点 備 考									

第14章 その他

第1節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは取用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは、水防管理者または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は以下の公用負担権限委任証を携行し、必要ある場合は、これを提示しなければならない。

公 用 負 担 命 令 権 限 証		
佐賀市消防団 ○○部長 ○○ ○○		
上記の者に	区域における水防法第28条第1項の	
権限行使を委任したことを証明する。		
年 月 日		
佐賀市水防管理者（消防機関の長）		
佐賀市長 ○○ ○○ 印		

3 公用負担命令書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使するときは、原則として次に示す証票2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずるものに手渡さなければならない。

第 号	公 用 負 担 命 令 書	
目的物	種 類	員 数
水防法第28条第1項により使用（取用処分）する。		
年 月 日		
佐賀市水防管理者（消防機関の長）		
佐賀市長 ○○ ○○ 印		
○○ ○○ 殿		

第2節 ハザードマップ

1 ハザードマップの作成

法第15条第4項の規定により、本市では、法第15条第1項に掲げる事項を市民に周知するため、ハザードマップを作成、配布その他必要な措置を講ずるものとする。

2 ハザードマップに記載する事項

ハザードマップに定める事項については、次のとおりとする。

- (1) 浸水想定区域（浸水範囲及び浸水深）
- (2) 洪水予報等、【警戒レベル3相当】避難判断水位（特別警戒水位）情報の伝達方法
- (3) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第3節 佐賀市水防センター

本市では、水防活動を円滑に行うための施設として、現地対策本部機能や水防活動の長期化に備えた機能、水防活動に必要な情報収集が可能な機能などを有する佐賀市水防センターを嘉瀬川防災ステーション内に整備する。

1 施設概要

- (1) 所在 佐賀市嘉瀬町大字荻野地先
- (2) 構造 軽量鉄骨造平屋建て（延床面積312.53㎡）

2 嘉瀬川防災ステーション

嘉瀬川防災ステーションは、嘉瀬川流域で洪水等の被害が生じた場合に、被害軽減や災害復旧支援のために必要な資材を備蓄するため、国土交通省筑後川河川事務所が整備した施設である。